

資料 F

(公印省略)

国援第30355-46号

令和5年11月24日

群馬県医師会事務局長
群馬県歯科医師会事務局長
群馬県薬剤師会事務局長 } 様

群馬県健康福祉部国保援護課長 大久保 美智子

花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省保険局医療課から事務連絡がありましたので、内容について御了知いただくとともに、医療機関、薬局等の関係者に対して周知いただきますようお願いします。

（担当：国保・高齢者医療係 小倉）
電話：027-226-2673

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について

花粉症問題の解決に向けては、様々な対策を効果的に組み合わせて実行していくため、本年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が設置され、同年5月に今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症解決のための道筋を示す「花粉症対策の全体像」（令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定）が示されたところです。

今般、当該閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応として、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」（令和5年10月11日花粉症に関する関係閣僚会議決定）がとりまとめられました。このパッケージにおいては、発症・曝露対策の一環として、「医療機関において医薬品を処方する場合には、患者の状況等に合わせて医師の判断により、長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方箋を活用する方法もあるところ、花粉症の治療薬については、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、これらの活用を積極的に促進する」とこととされました。

厚生労働省においても、当該パッケージを踏まえた取り組みを進めていくこととしますので、ご了知いただくとともに、花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

また、当該閣僚会議や当該パッケージについて、参考に記載している URL も情報提供いたします。

（参考）

○ 内閣官房 HP

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/index.html>（閣僚会議）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011_gaiyou.pdf（パッケージ概要）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011_honbun.pdf（パッケージ本文）